

文教環境委員会 所管事務調査報告書

文教環境委員会では、令和5年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

1 調査事項

- (1) 学力向上について
- (2) 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

2 委員構成

委員長	南条 雄士	副委員長	市川 昇
委員	河尻 浩一	委員	高橋さつき
委員	大杉 吉包	委員	藤浪 清司
委員	宮木 健		

3 調査活動概要

令和5年7月5日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) 学力向上について
- (2) 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

令和5年7月19日～令和5年7月21日 現地視察

視察先及び内容

- ・東京都台東区 「文化施設、スポーツ施設の利用率向上について」
- ・東京都 「私立中学校授業料軽減助成金について」
「受験生チャレンジ支援貸付事業について」
- ・東京都文京区 「文京区中学生学校外学習費用の助成について」
- ・長野県塩尻市 「学力検定受検料補助について」

令和5年8月10日 委員会

現地視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 学力向上について
- (2) 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

令和5年10月19日 行政視察及び委員会

視察先及び内容

- ・三重県伊勢市 「子どもの学習塾利用助成事業について」
「伊勢市英語検定チャレンジ補助金交付」

委員会

現地視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 学力向上について
- (2) 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

令和5年11月1日 委員会

調査事項のまとめ

令和5年12月12日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

4 調査研究の結果

(1) 学力向上について

—鈴鹿市の現状—

本市では、全国学力・学習状況調査の結果に基づき、児童生徒の学習の定着状況を把握するとともに、前年度からの変化や複数年の経年変化を見ることで、中長期的な取組の成果についても検証を行っている。

令和4年度は、小学校の国語において特に読むことに関する領域で課題が見られた。また、平成19年度から令和5年度までの正答率は小学6年生、中学3年生ともに令和元年度の小学校国語を除き、全ての教科で全国平均を下回る結果となっており、調査開始から17年の間、本市の学力は低迷している。さらに、全国の私立学校と比較するとさらにその差は大きく、学力に関しては私学が大きく上回っている。

一方で、通塾率は、平成25年度から平成29年度までの全国学力・学習状況調査において、家庭教師を含む学習塾で勉強しているかの問いに対して、小学6年生は50%前後、中学3年生は65%前後が学習塾で勉強していると回答しており、全国平均より高い傾向がみられることから、通塾率が高い一方、学力が全国水準よりも下回っている。

このような中、本市では、学力調査に向けた明確な目標を設定していない状態である。

スマートフォン、テレビ、テレビゲームなどの画面を備えたデバイスの使用に費やされた時間、いわゆるスクリーンタイムについて、令和4年度、中学校ではテレビゲーム等を1日3時間以上行っている生徒は全国より8.1ポイント高く、SNSや動画視聴を行っている生徒も多い傾向にあり、ともに全国平均を大きく上回っている。これに対して本市では、スクリーンタイムの適正化や家庭学習の時間、読書の時間の増加など改善に向けて取り組んでいる。

教職員の研修について、学力向上支援事業及び教育研究推進支援事業を行っている。学

力向上支援事業では、教職員の資質向上のため、各種研修講座の開催や、退職した校長を学力向上支援員として、主に経験年数5年以下の教職員に指導助言を行っている。もう一つの教育研究推進支援事業では、教育課題の解決に向け、研究実践に取り組んでいる学校・園に研究を委託し、その成果を公開し、本市の学校教育の振興も目的としている事業である。

本市では、本市に住所を有し、私立高等学校に通学している生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校法人等の安定した運営を支援し、学校教育の振興と充実を図ることを目的として、昭和49年度から市単独事業として市内及び北勢地区並びに中勢地区の私立高等学校に対して、私学振興費補助を行っている。また、昭和51年度（一部は昭和63年度）からは、市内及び北勢地区の私立中学校へも高等学校と同額単価の補助を行っていたが、平成24年度には前年度の3分の2程度に、平成25年度は3分の1程度にと段階的に補助金の減額を行い、平成26年度からは助成を廃止している。廃止した理由としては、本市が公の教育を実施しており、生徒の受け皿を整備しているため、私立中学校への補助金を税金から負担することについては理解を得られにくいことを挙げている。そのため、公立中学校へは年間約20億円の公費を投入していながらも、私立小中学校には現在、補助金を一切交付していないという状況である。一方で、法律上の学校である私立小中学校に補助金を交付していないにも関わらず、各種学校の朝鮮学園、イーエーエスには補助金を交付しており、その金額は定額分に子供の人数に応じた分を加えた額となっている。

全国には学力向上施策として、私学や外部教育機関への支援に力を入れている自治体があるため、それらの自治体の施策を参考にすべく、調査研究を行った。

—視察概要—

(1) 東京都

東京都では、中学校に占める私立中学校数が約23%と全国平均の約8%より多く、また私立中学校に通う生徒数も約25%と全国平均の約8%より多い状況であり、私立中学校の方が公立中学校より金銭的な負担が多いことから、私立中学校等に通う生徒の保護者の授業料の負担を軽減することを目的に、私立中学校授業料軽減助成金事業を実施している。

当該事業は本年度から開始している事業で、都内に在住し、私立中学校等に通う生徒が対象で、国が高校生に対する授業料の負担軽減策として全国一律で実施している就学支援金制度の所得要件と同様の要件を付し、補助額は年額10万円となっている。事業の実施は、東京都私学財団が東京都から補助金を受け行っている。今後は、今年度の状況を鑑みて事業を行うとのことである。

また、東京都では、受験生チャレンジ支援貸付事業を行っている。当該事業は、中学3年生又はこれに準じる方を対象に学習塾等の受講料、受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ、必要な資金の貸付を無利子で行う事業で、対象の高校に入学した場合返済が免除となる。貸付金は、学習塾等受講料として上限20万円、受験料として上限2万7,400円となっている。

当該貸付事業は、平成 23 年度から開始している事業で、リーマンショックを契機に世界的な不況の影響で派遣切りが社会問題になった時期に実施していた生活安定化総合対策事業を再構築して単独事業化したものである。事業開始当初から何度か事業の見直しをしており、窓口での申請としていたものをコロナ禍により郵送へと変更したり、令和 4 年度からは収入要件の緩和を行っている。そのため、予算も令和 3 年度の 11 億 2,000 万円から、令和 4 年度は 57 億円に大幅に拡充している。東京都が東京都社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会が事業を実施している。

(2) 東京都文京区

文京区では、約半数の生徒が私立中学校などに進学する傾向にあり、東京都全体の中でも私立中学校への進学率が高い傾向が見られる。これに対して、文京区教育委員会では、区立中学校の魅力を掲載した文京区立中学校学校案内を作成している。

文京区が実施している文京区中学生学校外学習費用助成事業は、中学 2 年生及び中学 3 年生に対する学習支援施策として平成 30 年度から実施している事業である。学習塾や家庭教師等の学校外学習にかかる費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減、子供の学習機会の確保を目的としている。対象者は、学校外学習を行う中学 2 年生、中学 3 年生に在籍する生徒と同居する保護者で、文京区就学援助費の補助対象者であることなどが要件で、助成額は年額、上限 10 万円である。導入後、議会や保護者から助成額の増額の要望があり、令和 4 年度から中学 2 年生の助成額を 5 万円から 10 万円に増額している。区報、ホームページ、就学援助の対象者に対しては通知の際に当該事業のお知らせを同封しており、対象者の 50～60%が当該事業を受けている。

当該事業を行うことで通塾率に変化があったかは調査していないが、アンケートの回答の中で、通塾の回数が増えた、あるいは成績が向上したという結果が得られているとのことである。

(3) 長野県塩尻市

国の教育振興基本計画の成果指標で英語検定 3 級相当以上を達成した中学生の割合の目標値が 50%に設定されたこと、また、塩尻市において算数(数学)の勉強が好きな児童生徒は小学 6 年生以上で全国平均以上である一方、中学 3 年生で全国平均以下であったことから、塩尻市では、学力検定補助制度を実施している。

当該制度は、小中学生の学力検定の受検機会の拡大、学習意欲及び学力の向上、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に、算数検定、数学検定、英語検定、TOEIC テストの検定料を 1 年度に 1 回、本人負担 1,000 円とし、その差額を助成する事業である。

検定別の内訳としては、80%以上が英語検定で、なかでも、高校受験の内申書に英語検定 3 級以上が記載できるため、英語検定 3 級の申請者が最も多い。申請者の内訳は、中学

生が約70%で、特に中学3年生が全体の約30%を占めている。

補助金交付の流れとしては、保護者が一旦全額を負担し、市に支払いを証明する書類や結果通知の写しとともに申請書を提出し、市が内容確認後、保護者の口座へ入金を行うというもので、申請から入金までは1か月ほどかかるとのことである。

(4) 三重県伊勢市

伊勢市では、子どもの学習支援事業「プラス」、子ども学習サポート事業「学習塾エール」、子どもの学習塾利用助成事業、英語検定チャレンジ補助金交付について視察を行った。

1つ目の子どもの学習支援事業「プラス」は、子どもの居場所づくりを兼ねて、学習機会の充実を図り、個別指導型の学習支援を行うことにより、子どもの基礎学力を補って学習能力の底上げを図っている。また、学習意欲や学習習慣の定着等を図り学力向上につなげている。事業内容としては、講師を教師OBや大学生等の学習サポーターとし、対象者は生活困窮・生活保護世帯の小学4年生から中学3年生、会場は福祉健康センター・老人福祉会館・ハートプラザみその、事業方法は伊勢市社会福祉協議会へ委託となっている。令和4年度の利用実績としては、延べ参加者数4,070人となっており、1会場で開始した事業であるが、参加者が増加しニーズがあることから、令和5年度では3会場に増やして事業を行っている。

2つ目の子ども学習サポート事業「学習塾エール」は、令和2年度から実施している事業で、生活困窮世帯の子どもの将来の自立と貧困の連鎖の予防を図るため、基礎学力及び学習意欲の向上につながるよう無料学習塾を開催している。対象者は生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受けている世帯の小学4年生から中学3年生とし、週1回、6か所で2時間の学習塾講師による個別指導学習を行っている。利用実績は年々増加しており、令和4年度では、延べ1,930人が参加した。

3つ目の子どもの学習塾利用助成事業は、低所得世帯の学習に係る経済的負担を軽減し、学習環境を確保し、子どもの学力と学習意欲の向上を図るため、学習塾の利用にかかる費用の助成を行っている。対象者と助成額は、生活保護世帯または市民税非課税世帯に年10万円、就学援助世帯に年6万円となっている。助成の対象となる費用は、入会金・入学金、授業料・受講料、学習塾で使用する教材・教具費となっており、試験料などは対象となっていない。なお、前述の子ども学習サポート事業「学習塾エール」及び子どもの学習塾利用助成事業は併用不可としており、対象者のうち4割ほどがどちらかの事業を受けている。

4つ目の伊勢市英語検定チャレンジ補助金交付事業は、英語に関心を持ち、学習意欲を向上させる機会の一つと捉え、市内の児童生徒の英語検定チャレンジを支援するため行っている事業である。対象者を市内在住の小学生・中学生、すべての級を対象とし、年1回該当の検定料を全額補助している。令和4年度の利用者は843人で、対象者のうち1割ほ

どがこの事業を利用している。学校を会場として英語検定を行う場合、放課後に検定を行うため、教師の負担増加が懸念されるとのことであった。

—まとめ—

本市の全国学力・学習状況調査の結果は、小学6年生、中学3年生ともに全国平均を下回っており、学力の底上げが課題となっている。

東京都、東京都文京区については、私立学校に通う生徒数自体が多いため、今回視察した私立中学校授業料軽減助成、受験生チャレンジ支援貸付、中学生学校外学習費用の助成といった事業の需要が多いと推察される。また、これら2つの自治体は本市と比較して事業規模が大きいため、特に東京都の事業は都道府県単位で行うのが適当と思われる。

また、これらの事業の対象者が就学援助費を受給していたり、事業の目的が保護者の負担軽減であったりというように福祉的な意味が強いものであるが、これを教育分野に結び付け、学力向上を目指すことも非常に興味深いことである。

長野県塩尻市及び伊勢市が行っている学力検定の補助について、特に英語検定の受検料補助は全国で200以上の自治体で実施されており、三重県内でも、今回視察した伊勢市をはじめ、玉城町、川越町、明和町で実施されている。

補助を行う検定は、英語検定以外では、漢字検定、算数検定、数学検定などとなっている。自治体によって補助金額、補助回数、申請方法などが異なっており、制度をどのように実施するか、学力向上につながり、かつ市民のニーズに沿った事業が必要である。近年、コロナ禍等の影響により、各検定の受検料は値上げがされており、検定料の補助は、学力向上だけでなく、保護者の負担軽減にもより効果があると考ええる。

(2) 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

—鈴鹿市の現状—

本市の文化施設であるイスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）、鈴鹿市文化会館の施設稼働率は、20～30%台と低く、一方、スポーツ施設であるAGF鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館）、鈴鹿市武道館、鈴鹿市西部体育館などの施設稼働率は、50～80%台と高い状況となっている。文化施設については、利用者の増加を図ることが、スポーツ施設については、利用者の利便性の向上を図ることが課題となっている。

これらの課題を解決するために、本市では次のような取組を行っている。

コロナ禍の令和3年度に市民の利便性を向上し、文化施設、スポーツ施設の利用促進を行うため、公共施設予約システムを導入し、令和4年度から本格的な運用を開始している。現在、文化施設では、鈴鹿市民会館と鈴鹿市文化会館の2施設、スポーツ施設では、鈴鹿市体育館、鈴鹿市武道館、テニスコート、野球場等の15施設で公共施設予約システムを導入している。令和4年度で、文化施設は8件、スポーツ施設で1万5,088件の利用があった。

また、文化施設の住民サービスの向上を図り、稼働率を上げるため、令和6年4月1日から鈴鹿市民会館及び鈴鹿市文化会館に指定管理者制度を導入する予定である。これによ

り、施設の稼働率を現在の 32%から 40%に上昇させること、直営時と比較して5年間で約 800 万円の費用削減が見込まれる。

本市では公共施設予約システムを導入している施設は全て現金決済となっているが、県内も含め、他自治体では、利用者の利便性を向上させるため、文化施設、スポーツ施設の使用にかかる決済をクレジットカード、電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済としている例もみられる。

—視察概要—

(1) 東京都台東区

台東区では、平成 13 年に生涯学習センター内の施設予約を公共施設予約システムにより開始し、オンラインで、施設の情報の検索、空き情報の照会、施設の予約を可能としている。その後、区立のスポーツ施設、文化施設などの対象施設を拡大し、区民サービスの向上を図ってきた。

また、区民の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、来庁機会の削減、接触機会の低減を実現するため、令和 3 年 7 月から文化施設の入館料等の支払い、令和 3 年 12 月からスポーツ施設の使用料の支払いに窓口キャッシュレス決済を導入しており、令和 3 年 12 月から公共施設予約システム上でのキャッシュレス決済を導入している。これまで、キャッシュレス決済以外に、対象団体の自動減免機能や、マイク等付帯設備の予約機能、利用キャンセルに伴うオンラインでの還付機能などの拡張を行ってきた。

窓口の決済では、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済に、公共施設予約システムの決済では、クレジットカードに対応しており、支払時の利用金額の割合としては、文化施設で約 9.6%、スポーツ施設で約 45%がキャッシュレス決済となっている。

キャッシュレス決済の導入による効果としては、施設の利用者数は増えているが、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたこともあり、キャッシュレス決済導入が利用率の増加につながったかは不明とのことである。区民からは、支払がスムーズになった、支払の選択肢が増えた等の声をいただいているとのことである。

また、台東区では平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、現在はスポーツセンターやプール施設、資料館や博物館等の 55 施設に指定管理者制度を導入しており、今後は、利用者拡大に向け、魅力的な展示・演奏会の企画、イベントのPRの充実などが課題ということであった。

令和 4 年 7 月に区民のスポーツに関する意識調査を実施したところ、週 1 回以上のスポーツ実施率は 66.7%と前回より増加しており、調査結果と社会情勢や環境の変化等を勘案して、令和 5 年 3 月に台東区スポーツ振興基本計画を策定している。

—まとめ—

キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、新型コロナウイルス感染症により、オンライン決済を含めた非接触によるキャッシュレスへの社会的関心が高まりつつ

ある。

キャッシュレス決済は、主に住民サービスの向上、窓口の事務効率化というように、利用者と自治体の両方にメリットがあり、さらに、自治体にとっては、行政のデジタル化の推進等が図られる。

今回視察した東京都台東区において、特にスポーツ施設では金額ベースで約半数がキャッシュレス決済の利用であり、需要が大変大きいとのことであった。また、公共施設予約システム上で、減免やキャンセルを行うことができること、支払者と利用団体の名称が一致していなくても対応可能であることは利用者の利便性を向上させるために大切である。現金を扱わないということ自体にも大きなメリットがあるため、本市においても、キャッシュレス決済の導入を推進していく必要がある。

5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

1 学力向上について

- ①学力向上への明確な目標を設定すること。
- ②学習意欲の向上、学習機会の増加、学力の定着化のために、各種学力検定の検定料の補助制度の導入に向けて調査研究すること。
- ③学習塾等の利用助成について、福祉的な目的で事業を行っている自治体が見られるが、それに限らず、教育的視点から、学力向上に重きを置いた事業の実施を、財政状況を勘案しつつ検討すること。
- ④私立小中学校への私学振興費補助を廃止した経緯があるが、補助制度の創設について再考すること。

2 文化施設、スポーツ施設の利用率向上について

- ①施設の利用者増加、利便性向上を図るため、キャッシュレス決済の導入を検討すること。その際には、現在導入している公共施設予約システムを活用し、システム上で減免、キャンセル等にも対応できるよう他自治体の取組を調査研究すること。